



訪問看護利用料金表



社会医療法人財団白十字会
 白十字会訪問看護ステーション
 〒857-1165 長崎県佐世保市大和町30番ち
TEL 0956-33-3200 FAX 0956-20-8810
 メールアドレス hokan@hakujujikai.or.jp

項目			単位数	金額	利用料金			備考
					負担1割	負担2割	負担3割	
基本額	訪問看護師の訪問	訪問看護	312単位	3,120円	312円	624円	936円	20分未満のサービス1回あたり
			469単位	4,690円	469円	938円	1407円	30分未満のサービス1回あたり
			819単位	8,190円	819円	1,638円	2,457円	30分以上1時間未満のサービス1回あたり
			1,122単位	11,220円	1,122円	2,244円	3,366円	1時間以上1時間30分未満のサービス1回あたり
	介護予防訪問看護	訪問看護	301単位	3,010円	301円	602円	903円	20分未満のサービス1回あたり
			449単位	4,490円	449円	898円	1,347円	30分未満のサービス1回あたり
			790単位	7,900円	790円	1,580円	2,370円	30分以上1時間未満のサービス1回あたり
			1,084単位	10,840円	1,084円	2,168円	3252円	1時間以上1時間30分未満のサービス1回あたり
	療法士の訪問	訪問看護	297単位	2,970円	297円	594円	891円	1回(20分)あたり 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がサービスを行う場合
		介護予防訪問看護	287単位	2,870円	287円	574円	861円	1日に3回以上訪問する場合、1回につき90/100を算定する
定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護			2,945単位	29,450円	2,945円	5890円	8,835円	要介護1から要介護4の場合
			3,745単位	37,450円	3,745円	7,490円	11,235円	要介護5の場合

上記基本額に加えて、条件に当てはまる場合に発生する加算項目があります。うら面をご確認ください。

下記の算定条件に当てはまる場合には、おもて面の基本料金に加え、別途加算項目の料金が発生します。

加算項目	単位数	金額	利用料金			算定条件	
			負担1割	負担2割	負担3割		
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	5,000円	500円	1,000円	1,500円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合	
特別管理加算(Ⅱ)	250単位	2,500円	250円	500円	750円		
看護体制強化加算(Ⅰ)	600単位	6,000円	600円	1,200円	1,800円	看護体制の要件を満たし、高度な医療を望む利用者に対する訪問看護体制を整え提供した場合	
看護体制強化加算(Ⅱ)	300単位	3,000円	300円	600円	900円		
初回加算	300単位	3,000円	300円	600円	900円	新規利用者の初回訪問看護を行った月に加算	
緊急時訪問看護加算	574単位	5,740円	574円	1,148円	1,722円	利用者の同意を得て必要に応じて緊急時訪問を行う場合	
ターミナルケア加算	2,000単位	20,000円	2,000円	4,000円	6,000円	ターミナルケアを行った場合の加算	
サービス提供体制加算1	6単位	60円	6円	12円	18円	一定基準を満たした体制が整っている場合、1回の訪問ごとに加算	
サービス提供体制加算2	50単位	500円	50円	100円	150円	同上(※定期巡回サービス時算定)	
退院時共同指導加算	600単位	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院・退所の利用者に対して主治医と連携して在宅生活における指導を行いその内容を文書により提供した場合(退院・退所後の初回訪問時に算定)	
長時間訪問看護加算	300単位	3,000円	300円	600円	900円	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間～1時間30分未満の訪問を行った後に引き続き訪問看護を行った場合	
複数名訪問加算(Ⅰ)	254単位	2,540円	254円	508円	762円	30分未満(1回につき)	2名の看護師等が同時に訪問する場合
	402単位	4,020円	402円	804円	1,206円	30分以上(1回につき)	
複数名訪問加算(Ⅱ)	201単位	2,010円	201円	402円	603円	30分未満(1回につき)	看護師等と看護補助者が同時に訪問する場合
	317単位	3,170円	317円	634円	951円	30分以上(1回につき)	
夜間早朝加算	訪問看護費に25/100加算					早朝(6時～8時)夜間(18時～22時)にサービスを提供する場合	
深夜加算	訪問看護費に50/100加算					深夜(22時～6時)にサービス提供をする場合	

◆緊急時の訪問は早朝・夜間・深夜加算は算定しません。ただし、ひと月2回目以降の緊急時訪問については算定します。

減算額	資格による減額	基本額に90/100で計算	准看護師が訪問看護を行った場合の減額
	同一建物に居住する利用者の減算	基本額に90/100で計算	事業所と同一、隣接する建物に居住する利用者もしくは同一建物20人以上の場合
		基本額に85/100で計算	事業所と同一、隣接する建物に居住する利用者(50人以上の場合)

